

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

マックスバリュ九州株式会社

(E10657)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
(1) 【株式の総数等】	5
① 【株式の総数】	5
② 【発行済株式】	5
(2) 【新株予約権等の状況】	6
① 【ストックオプション制度の内容】	6
② 【その他の新株予約権等の状況】	6
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	6
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	7
(5) 【大株主の状況】	7
(6) 【議決権の状況】	7
① 【発行済株式】	7
② 【自己株式等】	7
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期財務諸表】	9
(1) 【四半期貸借対照表】	9
(2) 【四半期損益計算書】	11
【第1四半期累計期間】	11
【注記事項】	12
【セグメント情報】	12
2 【その他】	13
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	14
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2019年7月10日
【四半期会計期間】	第18期第1四半期（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）
【会社名】	マックスバリュ九州株式会社
【英訳名】	MAXVALU KYUSHU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 勉
【本店の所在の場所】	福岡市博多区大井二丁目3番1号
【電話番号】	092 (260) 5001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長兼経営管理部長 篠崎 岳
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区大井二丁目3番1号
【電話番号】	092 (260) 5001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長兼経営管理部長 篠崎 岳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第1四半期 累計期間	第18期 第1四半期 累計期間	第17期
会計期間		自2018年3月1日 至2018年5月31日	自2019年3月1日 至2019年5月31日	自2018年3月1日 至2019年2月28日
売上高	(百万円)	43,185	43,711	177,499
経常利益	(百万円)	179	2	2,431
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失(△)	(百万円)	5	△47	1,070
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—
資本金	(百万円)	1,604	1,624	1,612
発行済株式総数	(株)	7,551,795	7,578,548	7,564,648
純資産額	(百万円)	13,412	14,214	14,483
総資産額	(百万円)	37,076	38,767	37,300
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は1株当たり四半期純損失金 額(△)	(円)	0.72	△6.29	141.62
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	0.72	—	140.68
1株当たり配当額	(円)	—	—	30
自己資本比率	(%)	35.9	36.5	38.6

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

3. 第18期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間における経済環境は、雇用環境の改善等はあるものの、海外経済の減速や貿易摩擦、生活物価の上昇傾向や国内自然災害の発生により、生活者の消費購買意欲については、依然として不安定な状況が続いております。

九州における食品小売業界におきましても、ドラッグストアやディスカウントストアの食品販売進出の拡大やコンビニエンスストアの出店攻勢等によって、お客さま獲得競争が激化しております。また、原材料及び資材価格の高止まりに加え、人手不足により物流コスト及び労働単価は上昇傾向にあります。さらに、食の安全安心を含めた品質を重視する傾向が強まり続けるなど、当社を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増しております。

当社はこのような経営環境のなか、「『すべてはお客さまのために』を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」というビジョンのもと、社会から求められている存在意義を踏まえ、持続的成長を目指し、更なる生産性向上を推進するため、新規出店及び既存店の活性化を継続実施するとともに、熾烈な競争に打ち勝ちながら成長の原資を確保するための収益構造の改革に取り組んでおります。

当第1四半期累計期間におきましては、事業基盤の拡大の要となる新規出店として、ザ・ビッグ大牟田店(福岡県大牟田市)を5月18日に、マックスバリュエクスプレス千早駅前店(福岡市東区)を同月23日にオープンしました。また、既存店舗の活性化として、5店舗の改装を行うとともに、1店舗の商品マッサージを実施いたしました。「ライフスタイル提案型」のマックスバリュモデルの活性化実績を基にして、地域のお客さまニーズの変化への対応を図り、商品構成や品揃えの見直しを実施するとともに、生鮮食品を中心に地域・地場商品の拡大を行い、店舗の外装及び店内設備も一新しています。

費用面では、慢性的な人材確保難や賃金の上昇による労務費用の増加、海外経済の動向や円安の影響による輸入商品・資材コストの増加、原油価格上昇による水道光熱費の高騰及び新規出店や既存店舗の改装によるインシヤルコストの増加等がありました。一方で、アプリ・SNSを活用した販促効率化の推進、人時不足に対応したお支払セルフレジの導入及び働き方を変える施策を実行することで、オペレーションコストの削減を積極的に推進しました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高43,711百万円(前年同四半期比101.2%)、営業利益0百万円(前年同四半期は170百万円)、経常利益2百万円(前年同四半期は179百万円)、四半期純損失47百万円(前年同四半期は四半期純利益5百万円)と増収減益となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1,467百万円増加し、38,767百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末より1,112百万円増加し、18,095百万円となりました。主な要因は、売掛金が609百万円増加したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末より354百万円増加し、20,671百万円となりました。主な要因は、2店舗の新規出店及び既存店の改装等により、有形固定資産が483百万円増加したことによるものです。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ1,736百万円増加し、24,552百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末より1,810百万円増加し、22,494百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が1,463百万円増加したことによるものです。

固定負債は、前事業年度末より73百万円減少し、2,058百万円となりました。主な要因は、借入金の返済により長期借入金が80百万円減少したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ268百万円減少し、14,214百万円となりました。主な要因は、四半期純損失及び配当金の支払により利益剰余金が274百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年7月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,578,548	7,578,548	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。また、1単元の株式数は100株です。
計	7,578,548	7,578,548	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2019年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

第7回新株予約権(第7回株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	2019年4月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の数(個)	109
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,900 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年6月10日 至 2034年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,795 資本組入額 898
新株予約権の行使の条件	①新株予約権を引き受けた取締役は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役 の地位にあることを要する。ただし、取締役及 び監査役を退任した場合であっても、退任日 から5年以内に限って権利行使ができるもの とする。 ②新株予約権については、その数の全数につ き一括して行使することとし、これを分割して 行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供す ることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる新株予約権1個当たり1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割(または併合)の比率})$$

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年3月1日～ 2019年5月31日	13,900	7,578,548	12	1,624	12	1,470

(注)新株予約権の行使による増加です。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,561,900	75,619	—
単元未満株式	普通株式 2,748	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,564,648	—	—
総株主の議決権	—	75,619	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,724	8,840
売掛金	1,808	2,418
商品	4,580	4,947
貯蔵品	49	48
その他	1,820	1,840
流動資産合計	16,982	18,095
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,663	7,987
土地	2,875	2,875
その他（純額）	2,546	2,705
有形固定資産合計	13,085	13,568
無形固定資産	80	77
投資その他の資産		
差入保証金	4,669	4,567
その他	2,481	2,457
投資その他の資産合計	7,151	7,025
固定資産合計	20,317	20,671
資産合計	37,300	38,767

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,950	15,414
短期借入金	100	-
1年内返済予定の長期借入金	360	325
未払法人税等	683	107
賞与引当金	214	555
役員業績報酬引当金	29	-
店舗閉鎖損失引当金	33	-
資産除去債務	14	-
その他	5,297	6,091
流動負債合計	20,684	22,494
固定負債		
長期借入金	210	130
資産除去債務	1,106	1,134
その他	816	794
固定負債合計	2,132	2,058
負債合計	22,816	24,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,612	1,624
資本剰余金	1,457	1,470
利益剰余金	11,137	10,862
株主資本合計	14,206	13,957
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	204	190
評価・換算差額等合計	204	190
新株予約権	71	66
純資産合計	14,483	14,214
負債純資産合計	37,300	38,767

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
売上高	43,185	43,711
売上原価	33,169	33,432
売上総利益	10,016	10,278
その他の営業収入	546	590
営業総利益	10,563	10,868
販売費及び一般管理費	10,392	10,868
営業利益	170	0
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	4	4
受取保険金	4	6
その他	4	0
営業外収益合計	17	15
営業外費用		
支払利息	2	1
その他	6	12
営業外費用合計	9	13
経常利益	179	2
特別損失		
減損損失	130	-
特別損失合計	130	-
税引前四半期純利益	48	2
法人税、住民税及び事業税	101	37
法人税等調整額	△58	11
法人税等合計	42	49
四半期純利益又は四半期純損失(△)	5	△47

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に関わる償却費を含む)は、次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
減価償却費	413百万円	435百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年4月11日 取締役会	普通株式	226	30	2018年 2月28日	2018年 5月2日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月10日 取締役会	普通株式	226	30	2019年 2月28日	2019年 5月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

当社は、食品及び日用雑貨品を主に販売するスーパーマーケット事業及びその附随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

当社は、食品及び日用雑貨品を主に販売するスーパーマーケット事業及びその附随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額(△)	0円72銭	△6円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失 金額(△)(百万円)	5	△47
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又 は四半期純損失金額(△)(百万円)	5	△47
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,551	7,569
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利 益金額	0円72銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	49	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり四半期純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式で、前事業年度 末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第1四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当
たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【その他】

当第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間における配当
に関する取締役会決議の内容については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(株主資本
等関係) 当第1四半期累計期間 配当に関する事項」に記載のとおりです。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2019年7月9日

マックスバリュ九州株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 野澤 啓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマックスバリュ九州株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マックスバリュ九州株式会社の2019年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。